

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
宮本町会議所	埼玉県本庄市千代田三丁目 一番二号	宮本町自治 会長	百人